

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和8年2月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	欠席
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

6番	斉木 一吉	7番	宮島 直也
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第4号議案から第9号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 説明を始めさせていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は貸人が申請地の耕作管理が困難になっていたところ、借人が耕作することで話がまとまったためです。

【議案説明】

 借人は岐阜県坂祝町に住んでおり、自宅から通作できる範囲で果樹を栽培できる場所を探していました。そこで営農困難である貸人と話がまとまったため本申請となりました。

 本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、2月9日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、申請地ではイチジクの栽培を行うこと、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 続いて番号2番。申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

 譲受人は令和7年6月の総会で買受適格証明について審議を行った際の申請者です。譲受人は令和7年6月18日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。

本申請地は買受適格証明の申請地の隣地です。申請者は現在、津島市で耕作を行っており、オレンジやさつま芋などを栽培しております。譲渡人は遠方に住んでおり、耕作管理が困難になっていたところ、譲受人が本申請地を耕作及び管理をすることで話がまとまったため本申請となりました。譲受人は津島市の耕作地も適切に耕作しており、申請地の耕作及び管理が可能なことを確認しております。

議案書 3 ページをご覧ください。第 5 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 4 ページをご覧ください。番号 1 番。こちらは第 6 号議案番号 3 番と同じ内容になるので、後ほど併せて説明させていただきます。

議案書 5 ページをご覧ください。第 6 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 6 ページをご覧ください。番号 1 番。転用の目的は旅館の庭園及び駐車場用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は旅館業を営む法人です。本申請地の隣地で旅館業を行うにあたり、旅館の附帯施設としての利用を考えたところ、譲渡人との話もまとまったため旅館の庭園及び駐車場用地として利用するため本申請となりました。

本申請地は昭和 51 年 2 月頃より、畜舎として利用していたことから、その旨の始末書が添付されております。

別で配らせていただいた、右上に第 6 号議案番号 1 番と書かれた土地利用計画図をご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エ-
(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域
にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6
番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

続いて、番号 2 番。転用の目的は住宅用地が必要なため
です。

【議案説明】

本申請地は優良田園住宅計画区域内です。

優良田園住宅については、先月の総会で説明させていただ
いたので省略させていただきます。

今回、優良田園住宅計画区域内である本申請地で優良田園住
宅建設の認定を受けることができ、譲渡人との話もまとまった
ことから本申請となりました。

本申請地は、令和 7 年 7 月頃より、砂利敷きで敷地の乗り入
れで利用していたことから、その旨の始末書が添付されてお
ります。

地図資料の 2 1 ページをご覧ください。雨水は西側道路側溝
にて処理します。汚水は浄化槽で処理後、雨水とともに西側道
路側溝にて処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エ-
(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域
にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6
番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

議案書 7 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は進

入路用地が必要なためです。

【議案説明】

先程省略した第5号議案と併せて説明させていただきます。

第5号議案、番号1番は、所有者変更なしで申請地を庭及び進入路用地として利用するための申請、第6号議案、番号3番は所有者移転をし、申請地を進入路として利用するための申請となっております。第5号議案の申請者及び第6号議案の譲受人は同じ方となります。

本申請の経緯を説明させていただきます。農地法第5条の申請については、譲受人が以前より進入路として使用していた一部が他の所有者の名義であり、譲受人が今後も引き続き進入路として利用するため、所有権移転及び地目変更のための申請となります。本申請を出すにあたり、譲受人が自己所有している、庭及び進入路として利用している土地の地目も農地であったため、農地法第4条で併せて地目変更するための申請となりました。

この案件につきましては、第3種農地であり、進入路等で使用前に農地法の手続きをしていれば、許可見込みのある内容でした。しかし、本申請地は数十年前から農地法の手続きを行わずに庭及び進入路として使用していたため、土地所有者からその旨の始末者が添付されております。

地図資料の11ページ及び26ページをご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ-7)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

議案書の 8 ページをご覧ください。第 7 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の 9 ページをご覧ください。

【議案説明】

番号 1 番は、2 月 2 0 日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に樹木や雑木が生い茂っており山林となっております。耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、申請地に機械等での進入ができず、農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の 1 0 ページをご覧ください。第 8 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の 1 1 ページから 2 9 ページをご覧ください。今月の案件は、5 5 件です。

整理番号 1 番から 7 番については犬山地区、番号 8 番から番号 1 3 番については城東地区、番号 1 4 番から番号 3 8 番については羽黒地区、番号 3 9 番から番号 4 1 については池野地区、番号 4 2 番から番号 5 5 番については楽田地区となります。

議案書の 3 0 ページをご覧ください。

第 9 号議案 地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

こちらについては、議案書と一緒に送付した別冊によりご説

明いたします。

【議案説明】

地域計画は、令和7年3月31日に策定されましたが、策定後もブラッシュアップをつづける必要がございます。先月、皆様にご出席いただいた座談会で出た意見や、担い手の耕作状況に合わせて、今回、各地区の地域計画を変更することとなりました。法律により、地域計画の変更の際には、農業委員会を含める関係機関の意見を伺うこととなっており、今回議案に上げております。

変更理由については、一枚めくっていただいた変更理由書をご覧ください。こちらに、主な変更内容を記載しております。一枚めくっていただくと、犬山、城東、今井、羽黒、池野、楽田の順番に地域計画の変更案がございます。右上に地区名がございますのでご確認をお願いします。また、地域計画の変更箇所は赤色で記載しております。

表紙から一枚めくった地域計画変更内容を基に、今回の変更内容について順番にご説明いたします。

まず、変更予定の日付を更新年月日に記載しております。

次に、1、地域における農業の将来の在り方の（1）地域計画の区域の状況についてです。こちらには各地区の農地の面積が記載されております。令和7年度に行われた利用権の設定や農地法に基づく手続きの状況等に合わせて、各項目の面積を変更しております。

続いて（2）地域農業の現状及び課題の項目ですが、皆様にご出席いただきました地域の座談会で多数ご意見ございました鳥獣被害について、犬山地区以外の地域計画に追記しました。

続いて、2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標のうち、（2）についてです。

こちらには、地域計画内農地のうち、認定農業者や認定新規就農者が耕作している農地の割合を記載しております。先ほどの1（1）の面積の変更、及び担い手の耕作面積の変更に合わせて、現状の集積率の割合が変更されております。

続いて、3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置のうち、任意記載事項についてです。

座談会でご意見により、全ての地区において、10番、その他の項目を追加し、地産地消や6次産業化の促進を図る、と追記しました。

また、今井地区のみの変更となりますが、今井地区の現状の桃の耕作状況及び今後の桃の耕作への取組に合わせて、5番、果樹等についての記載内容に桃の生産拡大について記載しております。

続いて4、地域内の農業を担う者一覧についてです。

こちらは、今年度の利用権の設定や農地法の手続き状況に合わせてそれぞれの担い手の経営面積を変更しております。

また、犬山地区、羽黒地区、楽田地区は新たな担い手を位置付けしており、犬山地区、城東地区は一部の担い手を削除しております。

今回の変更案について、関係機関から意見聴衆を行っております。また、今回の地域計画の変更に伴い、周辺の営農等に支障は生じないものと判断しております。

議案書の説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から第４号議案から第９号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

宮田委員 　　２番の宮田です。第８号議案の番号６番及び番号５３番から５４番についてお聞きします。こちらの借人の方は、日進市に住んでおり、遠方ですが耕作管理は大丈夫でしょうか。

事務局 　　回答させていただきます。借人の方は既に犬山市で果樹の栽培をしており、実際に楽田地区の地域計画にも担い手として位置づけられております。現在位置づけられている土地につきましては、特段問題はなく、適切に耕作管理がされています。本申請地につきましても、日進市から通いで耕作されると考えております。

宮田委員 　　２番の宮田です。

　　桃畑の栽培となると、収穫時に朝早く通わなければならなく、実際に日進市から通うことが出来るのかをお聞きしたいです。

事務局 　　先程の回答に補足させていただきます。借人は現在日進市に住んでおりますが、実家は小牧市にあると伺っております。なので実家で休息等とすることは可能だと考えております。

　　借人は現在犬山市で果樹を栽培しており、その土地については適切に管理しており、県や市で開催している講座についても積極的な参加をして、農業技術の向上に努めている方なので問題はないと判断しております。

議長 　　他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15分ぐらいということで、14時45分まで地区審議をお願いします。

14時30分 地区審議

14時45分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第4号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第5号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。

1番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第5号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第6号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第7号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第7号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第8号議案に入りますが、本議案には河村委員及び田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により河村委員、田中隆委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【河村委員、田中 隆委員 退席】

議長 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

1 番から7番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1 番から7番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 8番から13番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

8番から13番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 14番から38番について、羽黒地区お願いします。

齊木委員 6番の齊木です。

14番から38番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 39番から41番について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

39番から41番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 42番から55番について、楽田地区の内容となりますが、河村委員、田中隆委員は一時退席のため、楽田地区の委員は不在となることから、本申請については、中立委員の田中幸子委員より意見をお願いします。

田中委員 中立委員の田中幸子です。

42番から55番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第8号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。河村委員及び田中隆委員は席へお戻りください。

【河村委員、田中隆委員 着席】

議長 続いて第9号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

犬山地区の地域計画について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

犬山地区の地域計画について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 城東地区、今井地区の地域計画について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

城東地区及び今井地区の地域計画について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 羽黒地区の地域計画について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

羽黒地区の地域計画について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 池野地区の地域計画について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

池野地区の地域計画について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 楽田地区の地域計画について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

楽田地区の地域計画について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第9号議案、別紙地域計画の変更について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の31ページをご覧ください。第2号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の32ページをご覧ください。今月の報告は3件です。

議案書の33ページをご覧ください。第3号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の34ページをご覧ください。今月の報告は3件です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご質問などありますか。

宮田委員 2番の宮田です。

32ページ、第2号報告の番号1番について、転用目的で畜舎用地と記載あるが、今もしくはこれから畜舎としての利用が

あるのか教えていただきたい。

事務局 回答させていただきます。

本申請については、今は畜舎としての利用はないが、もともと前から畜舎として建てられていたので畜舎用地としての申請となっております。

宮田委員 2番の宮田です。

畜舎用地として市が許可したら、今後飼い始めても、市や農業委員会が許可したからと言われるのではないかと。周辺の騒音など問題が起きた時に許可した側に責任が問われるのではないかと。

事務局 この案件については、許可ではなく報告という形になるので、農業委員が責任を取るということはありません。また、畜舎をするには、飼えるかどうかの別の許可等が必要になるので届出だけでは畜舎を始めることは難しいと考えております。

議長 他に何もありませんので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。